

○控除の計算例
《モデルケース》

平成23年1月1日以降の寄付金から適用

- ・給与収入 800 万円
- ・4 人家族（夫婦、子ども 2 人）
- ・所得税の限界税率 20%
- ・住民税所得割額 40 万円

※ 一定の社会保険料控除があるものとして税額を計算しています。

【例1：モデルの方が蔵王町へ50,000円寄附した場合】

蔵王町への寄附金 50,000円			
寄附金控除の対象外 (自己負担額) 2,000円	寄附控除対象 48,000円		
①所得税控除額 9,600円	②住民税の 基本控除額 4,800円	③住民税の特例控除額 33,600円	

※ 特例控除額の上限は、住民税所得割の1割

税控除の合計額 (①+②+③)	48,000円
自己負担額	2,000円

$$48,000 \text{ 円} \times (100\% - \text{所得税率 } 20\% - \text{住民税所得割税率 } 10\%) = 48,000 \times 70\% = 33,600 \text{ 円}$$

【例2：モデルの方が蔵王町へ100,000円寄附した場合】

蔵王町への寄附金 100,000円			
寄附金控除の対象外 (自己負担額) 2,000円	寄附控除対象 98,000円		
①所得税控除額 19,600円	②住民税の 基本控除額 9,800円	③住民税の特例控除額 40,000円	④自己負担額 28,600円

※ 特例控除額の上限は、住民税所得割の1割

税控除の合計額 (①+②+③)	69,400円
自己負担額	30,600円

$$98,000 \text{ 円} \times (100\% - \text{所得税率 } 20\% - \text{住民税所得割税率 } 10\%) = 98,000 \times 70\% = 68,600 \text{ 円} > 40,000 \text{ 円} \times 10\%$$

【寄附金控除について】

- 1) 控除は個人住民税を納税されている方が対象となります。
- 2) 住民税の特例控除額の上限は、住民税所得割の概ね1割となります。
- 3) 控除を受けるには、居住地の所轄税務署で所得税の確定申告の必要があります。
- 4) 控除対象額は、寄付者の所得額などにより、一人ひとり異なります。詳しくはお住まいの市区町村の住民税担当窓口にお問い合わせ下さい。